

# 事 業 概 要

令 和 元 年 版

 東京都人事委員会事務局

# 目 次

	頁
第1 人事委員会の概要	
1 概 要 .....	1
2 各任命権者との関係 .....	2
第2 人事委員会の機構、職員数、予算等	
1 人事委員会の機構 .....	2
2 事務局各課分掌事務 .....	4
3 事務局職員配置状況 .....	6
4 予算概要 .....	6
第3 主 要 事 業	
1 委員会議の運営等 .....	9
2 労働基準監督機関としての事務 .....	12
3 任用・給与及びその他の勤務条件の調査、研究、勧告等 .....	16
4 公平審査等 .....	21
5 試験及び選考の実施 .....	28
人事委員会の1年間の主な動き（平成30年度） .....	45

# 第 1 人事委員会の概要

## 1 概 要

人事委員会は、民主的、能率的な人事行政の推進を図り、もって地方自治の本旨の実現に資するため、地方公務員法に基づき条例により設置された機関であり、任命権者から独立した専門的な人事行政機関である。

知事が議会の同意を得て選任する 3 人の委員をもって組織されており、委員の任期は 4 年である。

人事委員会の権限は、地方公務員法に規定されているが、主な職務を大別すると次のとおりである。

### (1) 適正な勤務条件の設定

ア 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、議会及び知事に勧告すること。

イ 給料表について、議会及び知事に対し、報告及び勧告すること。

ウ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

エ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること。

オ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び知事に意見を申し出ること。

カ 非現業職員の勤務条件に関し、労働基準監督機関としての事務を行うこと。

### (2) 中立・公正な任用制度の確保

ア 職員の競争試験及び選考に関する事務を行うこと。

イ 人事評価の実施に関し、任命権者に勧告すること。

### (3) 公平審査機能

ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、これに必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する審査・裁決をし、これに必要な指示を行うこと。

#### (4) 規則制定等

ア 法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

イ 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。

ウ 職員団体の登録に関する事務を行うこと。

エ 職員に対する給与の支払を監理すること。

オ 職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行うこと。

カ 元職員による働きかけを受けた職員からの届出の受理、任命権者への調査要求など、働きかけ規制違反に対する監視を行うこと。

## 2 各任命権者との関係

人事委員会は、地方公共団体の人事行政の持つ重要性・専門性・特殊性という特徴に鑑みて、専門的かつ中立的な立場から、職員の任免、分限、懲戒といった任命権者の人事権の行使をチェックすることにより、適正な人事行政を確保する。

## 第2 人事委員会の機構、職員数、予算等

### 1 人事委員会の機構

人事委員会は、3人の委員による合議制の執行機関で、委員会の権限の行使を補助させるため事務局が置かれている。

#### (1) 委 員

(令和元年8月1日現在)

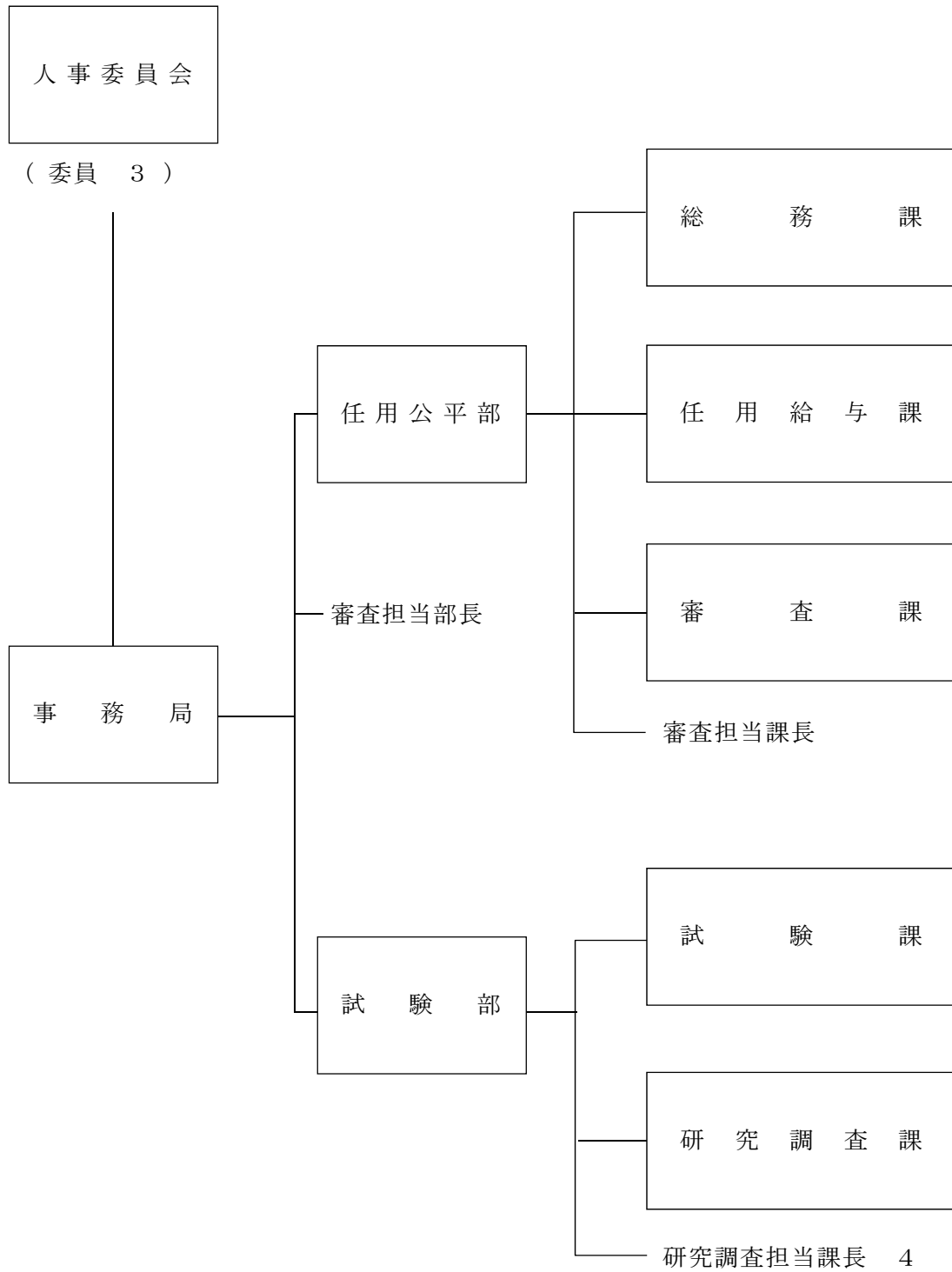
職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了日
委員長	青山 侑	非常勤	平成27年7月24日 <sup>(※1)</sup>	令和5年7月23日
委員	山極 清子	非常勤	平成29年10月28日 <sup>(※2)</sup>	令和3年10月27日
委員	山崎 恒	非常勤	平成30年8月30日 <sup>(※3)</sup>	令和4年8月29日

(※1) 青山侑委員長は、現在2期目（現任期は令和元年7月24日から令和5年7月23日まで）であり、令和元年7月31日付けで委員長に再任

(※2) 山極清子委員は、現在1期目

(※3) 山崎恒委員は、現在1期目

(2) 事務局組織図（令和元年8月1日現在）



## 2 事務局各課分掌事務

部	課	分掌事務
任用公平部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員会議に関する事。</li> <li>2 委員会議事録の作成及び保管に関する事。</li> <li>3 局所属職員の人事及び給与に関する事。</li> <li>4 公印に関する事。</li> <li>5 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事。</li> <li>6 公文書類の收受、配布、審査、発送、編集及び保存に関する事。</li> <li>7 情報公開に係る連絡調整等に関する事。</li> <li>8 個人情報の保護に係る連絡調整等に関する事。</li> <li>9 予算、決算及び会計に関する事。</li> <li>10 財産及び物品の調達、管理に関する事。</li> <li>11 労働基準監督機関として行う労働基準法等の規定の施行に関する事。</li> <li>12 広報及び広聴に関する事。</li> <li>13 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関する事。</li> <li>14 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関する事。</li> <li>15 知事への業務状況の報告に関する事。</li> <li>16 他の部、課に属しない事。</li> </ol>
	任用給与課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用、昇任等任用の方法についての一般的基準に関する事。</li> <li>2 選考の実施（試験課に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>3 職員の研修に関する計画の立案及びその勧告に関する事。</li> <li>4 人事評価の実施に係る勧告に関する事。</li> <li>5 職員の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度等の調査研究及びその成果の提出に関する事。</li> <li>6 給与、勤務時間その他の勤務条件についての報告及び勧告に関する事。</li> <li>7 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事。</li> <li>8 職員に対する給与の支払監理に関する事。</li> <li>9 その他人事制度の調査研究等に関する事。</li> </ol>
	審査課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。</li> <li>2 職員に対する不利益処分に関する審査請求の審査に関する事。</li> <li>3 職員の公務災害補償に関する審査の申立ての審査に関する事。</li> <li>4 職員団体の登録に関する事。</li> <li>5 職員団体等に対する法人格の付与に関する事。</li> <li>6 管理職員等の範囲の指定に関する事。</li> <li>7 職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談に関する事。</li> <li>8 委託公共団体の公平審査に関する事。</li> <li>9 退職手当の支給制限等の処分等に係る調査審議に関する事。</li> </ol>

部	課	分掌事務
試 験 部	試 験 課	1 競争試験又は選考の実施に関する事 2 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の作成及びその提示に関する事 3 条件付採用及び臨時的任用に関する事 4 競争試験又は選考の実施方法の調査企画に関する事
	研究調査課	1 試験問題の作成及び研究調査に関する事 2 試験の結果の分析及びその有効性の判定に関する事

### 3 事務局職員配置状況

(令和元年8月1日現在)

部	課	職層		副参事	主事			計	
		局長	参事		課長代理	主任	係員		
任用公平部	総務課	人 1	人 1	人 1	人 2	人 3	人 2	人 3	人 13
	任用給与課			1	2	6①	3①	3	15②
	審査課		1	2		3			6
	計	1	2	4	4	12①	5①	6	34②
試験部	試験課		1	1	2	3	4	5	16
	研究調査課			7	1				8
	計		1	8	3	3	4	5	24
合計		1	3	12	7	15①	9①	11	58②

(注) ○内は併任者等で外数である。

### 4 予算概要

令和元年度当初予算額 925,000 千円

(内 訳)

事業	金額	説明
委員会事務	千円 17,117	委員報酬その他委員会開催経費等
一般管理事務	645,353	職員費その他事務局管理運営費
労働基準法等の施行に関する事務	1,455	労働基準監督機関としての事務の実施に要する経費
任用及び給与制度の調査研究等に関する事務	27,689	調査研究及び勧告等に要する経費
公平審査等の実施に関する事務	16,531	職員の勤務条件に関する措置の要求の審査及び不利益処分に関する審査請求の審査の実施に要する経費
職員の採用試験等の実施に関する事務	216,855	職員の競争試験及び選考の実施に要する経費



## 第 3 主 要 事 業

# 1 委員会議の運営等

## (1) 委員会議の運営

委員会議は、規則の制定等人事委員会の権限に属する事務を処理するため開催される。

会議は、定例会と、委員長が必要であると認めたとき又は委員の請求があったとき開催する臨時会とがある。

### ア 委員会議開催状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

会議の別	回数	議事事項・件数		
		議案	報告	計
定例会	33回	76件	33件	109件
臨時会	0	0	0	0
計	33	76	33	109

### イ 規則の制定改廃状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

公布番号	規則名	公布年月日	施行年月日	内容	主管課
平成30年2	公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	平成30.4.27	平成30.5.1	派遣先団体の名称変更に伴う規定整備	任用給与課
3	初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	30.10.10	30.10.11	組織改正に伴う規定整備	任用給与課
4	東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則	30.12.27	32.4.1	会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備	総務課
5	職員の試験及び選考に関する規則の一部を改正する規則	30.12.27	32.4.1	会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備	任用給与課(試験課)
6	職員の条件附採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則	30.12.27	32.4.1	会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備	試験課 (任用給与課)

公布 番号	規 則 名	公 布 年月日	施 行 年月日	内 容	主管課
7	職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則	30.12.27	32. 4. 1	地方公務員法の改正に伴う規定整備	試験課 (任用 給与課)
平成 31年 1	公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	平成 31. 3. 29	平成 31. 4. 1	派遣先団体の追加及び削除に伴う規定整備	任用 給与課
2	東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	31. 3. 29	31. 4. 1 (法人の名称変更に係る部分は公布日)	働きかけ規制適用除外団体の追加等に伴う規定整備	総務課
3	労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則	31. 3. 29	31. 4. 1	組織改正に伴う規定整備	総務課
4	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	31. 3. 29	31. 4. 1	組織改正に伴う規定整備	審査課
5	職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則	31. 3. 29	31. 4. 1 (公安職給料表の級統合に係る部分)  32. 4. 1 (地方公務員法の改正に係る部分)	地方公務員法の改正等に伴う規定整備	任用 給与課
6	初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	31. 3. 29	31. 4. 1	給与条例の改正等に伴う規定整備	任用 給与課

(2) 国又は他の地方公共団体との連絡

国又は他の地方公共団体の人事委員会との連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑な運営を図るため、全国人事委員会連合会その他の組織に加盟し、任用・給与制度及び勤務条件等について共同して研究し、情報交換を行っている。

なお、都人事委員会委員長は、昭和27年全国人事委員会連合会設立以来、会長として、加盟都道府県市・特別区相互、及び国その他関係機関との連絡調整を図っている。

令和元年度における加盟組織等は、次のとおりである。

加盟組織	加盟人事委員会	備考
全国人事委員会 連 合 会	1 都、1 道 2 府、43 県 20 政令市 和歌山市 1 特別区 (計69団体)	(令和元年度) 会 長 東京都 副会長 愛知県 〃 大阪府 〃 高知県 〃 横浜市
関東甲信越静 人事委員会協議会	1 都、10 県 (計11団体)	(令和元年度) 幹事県 茨城県
大都市人事委員会 連絡協議会	1 都、20 政令市 1 特別区 (計22団体)	(令和元年度) 幹事市 横浜市
十六都道府県 人事委員会協議会	1 都、1 道 2 府、12 県 (計16団体)	(令和元年度) 幹事県 福岡県

## 2 労働基準監督機関としての事務

職員に対しては、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の規定が適用されるが、労働基準法別表第1第12号（学校、試験・研究所等）及び同表以外の官公署（都税事務所等一般行政事務所）のいわゆる非現業事業場に勤務する職員の勤務時間その他の勤務条件等についての労働基準監督機関としての権限は、人事委員会が行うことと定められている（地方公務員法第58条第5項）。

平成31年4月1日現在、当委員会が所管する事業場及び職員（特別職・単純労務職〈技能業務職〉を除く一般職員）の数は次の表のとおりである。

区 分	知 事 部 局	教 育 庁	警 視 庁	東 京 消 防 庁	行 委 員 会 政 会	計
事業場数	所 199	所 269	所 182	所 106	所 7	所 763
職員数	人 16,053	人 19,935	人 51,090	人 19,528	人 273	人 106,879

### (1) 定期監督等

人事委員会は、前記適用事業場の中から年度計画に基づいて選定した事業場に対し、勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の利益保護を図ることを目的として、定期監督、安全調査及び有害物調査を実施している。

また、平成16年度からは、全事業場に対して、勤務状況の基礎データを得るため、年度当初に「勤務状況調査」（書面調査）を実施している。

平成30年度の実施状況は、下表のとおりである。

(平成30年度)

実施時期	実施部局等	定期監督	安全調査	有害物調査	計
平成30年 4月中旬 } 5月下旬	全事業場 (書面調査)	か所 (763)	か所	か所	か所 (763)
5月下旬 } 7月中旬 10月下旬	教育庁(都立学校)	20	7	20	47
8月中旬 } 8月下旬	知事部局等(本庁)	7	0	0	7
9月中旬 } 9月下旬	東京消防庁	8	0	0	8
10月中旬 } 11月上旬	警視庁	14	0	0	14
11月中旬 } 12月上旬	知事部局等(事業所)	11	2	2	15
合 計		(763) 60	9	22	(763) 91

(注) ( ) 内は、勤務状況調査(書面調査)の件数で外数である。

安全・有害物調査は、定期監督実施事業所を対象に行っている。

## (2) 特定機械等の検査

ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則等に基づいて、特定機械等の落成検査、変更検査及び使用再開検査を実施している。

平成30年度中に人事委員会が実施した落成検査	……………	1 件
〃	変更検査	…………… 5 件
〃	使用再開検査	…………… 0 件

なお、人事委員会が実施していた性能検査は、労働安全衛生法の改正により、平成16年度から登録性能検査機関が行っている。

## (3) 解雇予告除外認定

職員を解雇しようとする場合においては、30日以上前に予告するか、あるいは30日以上平均賃金を解雇予告手当として支払わなければならない。ただし、職員に重大な責任があったことを理由（労働者の責に帰すべき事由）に解雇しようとする場合には、あらかじめ人事委員会の認定（解雇予告除外認定）を受けることによって解雇の予告又は解雇予告手当の支払を行うことなく即時に解雇することができる。

平成30年度中に人事委員会が認定した解雇予告除外認定	……………	14件
----------------------------	-------	-----

## (4) 非常災害等による労働時間延長許可

災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合においては、人事委員会の許可を受けて労働時間を延長し又は休日に労働させることができる。

平成30年度中に人事委員会が許可した労働時間延長許可	……………	0 件
----------------------------	-------	-----

## (5) 宿日直許可

宿直又は日直の勤務で継続的な業務については、人事委員会の許可を受けて、原則1日7時間45分・週38時間45分の労働時間の規定にかかわらず従事させることができる。

平成30年度中に人事委員会が許可した宿日直許可	……………	4 件
-------------------------	-------	-----

(6) 時間外・休日労働に関する協定届

学校、試験・研究所等で、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその組合、当該労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を締結し、これを人事委員会に届け出た場合、その協定の定めるところによって時間外又は休日労働をさせることができる。

平成30年度中に人事委員会が受理した時間外・休日労働に関する協定届……283件

(7) その他平成30年度中における労働安全衛生法及び関係規則に基づく諸届等

特定機械等の各種届出等	353件
衛生管理者等選任報告	297件
定期健康診断報告	714件
職員死傷病報告	270件
事故報告	0件



### 3 任用・給与及びその他の勤務条件の調査、研究、勧告等

#### (1) 任用制度の調査、研究

行政の民主的、能率的な運営を確保するため、任用制度をはじめとする人事諸制度について、絶えず調査、研究及び企画、立案を行って、随時適切な制度の改善に努めている。

##### ア 任用制度の調査、研究等

社会情勢の変化及び行政需要、職員構成等の変化に即応した制度確立のための調査、研究及び検討を行っている。

平成30年度は、主に次の事項について調査及び検討を行った。

- ① 今後の人事制度の在り方に関すること。
- ② 採用制度に関すること。
- ③ 昇任制度に関すること。
- ④ 公務員制度改革に関すること。

##### イ 情報収集、統計資料等の整備

人事行政に関する情報の収集、統計資料等の整備に努め、人事制度の検討、運営上の参考資料として、任命権者に提供している。

#### (2) 給与、その他の勤務条件の調査研究、勧告等

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないと同時に、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないこととされている（地方公務員法第24条第1項及び第2項）。また、それは、条例で定めることとされている（同条第5項）。

人事委員会は、地方公務員法の趣旨に沿い、職員の給与を定めるに必要な基礎資料を得るため調査研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、必要に応じ勧告を行っている（地方公務員法第26条）。

また、職員の勤務時間その他の勤務条件についても、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払いつつ条例で定めることとされており（地方公務員法第24条第4項及び第5項）、給与と同様に、調査研究、報告等の対象としている。

さらに、議会から職員の給与に関する条例などの改正についての意見聴取を受けるほか、人事委員会規則の改正、任命権者からの申請に対する承認及び同意を行っている。

なお、平成30年は10月12日に、議会及び知事に対し、給与に関する報告及び勧告並びに人事制度等についての報告を行った。

### (3) 平成30年度事業実績

#### ア 給与調査及び給与報告の実施時期等

業 務 内 容	実 施 年 月	対 象
1 平成30年職種別民間給与実態調査 (1) 実地調査 (2) 調査表集計 (3) 調査結果表の作成	年 月 平成 30. 5～10 30. 5～ 6 30. 7～ 9 30. 10	都内民間事業所 1,262 事業所
2 平成30年東京都職員給与等実態調査 (1) 全数調査 (2) 調査表集計 (3) 調査結果表の作成	30. 4～10 30. 4～ 7 30. 7～ 9 30. 10	都職員 約15万人 一般職員 教育職員 公安職員
3 給与に関する報告 (1) 標準生計費の算定 (2) 労働経済指標の資料作成 (3) 民間給与と都職員給与の比較	30. 10 30. 7～ 9 30. 7～ 9 30. 7～ 9	議会及び知事に対し 報告・勧告実施

#### イ 条例の意見聴取及び規則等の改正、承認、同意状況

業 務 内 容	実 施 年 月	件 数
① 職員に関する条例の意見聴取 ② 人事委員会規則の改正等 ③ 任命権者からの申請に対する承認及び同意	年 月 平成 30. 4	件 2
	5	2
	6	8
	7	16
	8	10
	9	11
	10	2
	11	14
	12	50
	平成 31. 1	4
	2	19
	3	153
	計	

## ウ 人事委員会勧告等の概要

### ○ 平成30年人事委員会勧告等の概要（平成30年10月12日勧告）

#### 1 ポイント

##### 初任給、特別給を引上げ

###### 初任給

- ・有為な人材を確保する観点から、初任給を1,000円引上げ

###### 特別給（賞与）

- ・年間支給月数を0.10月分（4.50月→4.60月）引上げ、勤勉手当に配分

##### 制度改正

- ・公安職給料表の1級・2級を統合

#### 2 職員と民間従業員の給与比較

##### (1) 比較の方法

- ・企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の都内11,052事業所を調査母集団とし、そのうち1,262事業所を無作為抽出して実地調査

（調査完了982事業所 調査実人員64,403人）

＜例月給＞職員と民間従業員の4月分支給額を調査し、ラスパイレス方式により、主な給与決定要素である役職、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて両者の給与水準を比較

＜特別給＞民間従業員に対する直近1年間の賞与の支給実績を調査し、職員と比較

##### (2) 比較の結果

＜例月給＞

（平均年齢 40.7歳）

民間従業員	職員	公民較差
401,083円	400,975円	108円（0.03%）

（注）職員給与は、本年4月の行政職給料表（一）適用者（新卒採用職員を除く。）の給与

＜特別給＞

民間支給割合	職員支給月数	差
4.61月	4.50月	0.11月

#### 3 給与の改定

##### (1) 改定の考え方

- ・本年の公民較差はかなり僅少であり、給料表や諸手当において適切な配分を行うことは困難であるが、有為な人材確保の観点から初任給を引上げ
- ・初任給引上げのため、給料表の初任層を較差の範囲内で引上げ改定
- ・特別給については、民間の支給割合が職員の年間支給月数を上回るため引上げ

## (2) 改定の内容

### ア 初任給

- ・行政職給料表（一）におけるⅠ類B、Ⅱ類及びⅢ類の初任給を1,000円引上げ

### イ 特別給

- ・民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.10月分引上げ  
（指定職給料表適用者等は0.05月分）
- ・引上げは勤勉手当で実施

## (3) 実施時期

- ・初任給の改定は、平成31年4月1日から実施
- ・特別給の引上げは、平成30年12月支給の期末・勤勉手当から実施

## 4 制度改正

### (1) 公安職給料表の見直し

- ・職務の級を区分する意義・必要性が乏しくなっている状況にあることから、公安職給料表の1級と2級を統合し、級構成を9級制から8級制に改正

### (2) 実施時期

- ・平成31年4月1日から実施

## 5 今後の課題

### (1) 高齢層職員の給与

- ・定年引上げに係る国における法改正等の動向を注視しながら、都のこれまでの取組や実情を十分に考慮して、都における給与水準等について検討

### (2) 職務給の更なる進展等

- ・引き続き行政職給料表（一）1級・2級について、上位級とのバランスを考慮した昇給幅への是正の視点から、適切な対応を検討

### (3) 能力・業績を反映した給与制度の更なる進展

## 6 人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）

### (1) 人材の確保と活用

#### ア 採用・昇任制度の検証

- ・高度化・複雑化する都政課題に的確に対応できる人材を確保するため、採用試験の検証・分析を行い、採用を取り巻く環境に即した見直しを進めることが重要
- ・民間人材の活用の観点から民間経験等を有する職員のキャリア形成・あるべき任用制度についての検討が必要。民間等との人事交流の拡大も引き続き推進すべき
- ・主任級職選考を取り巻く環境の変化を踏まえ、選考結果等の検証を進めるとともに、その在り方について任命権者と検討

- ・行政専門職選考種別Bのポスト拡大に向けた取組の推進や、管理職選考種別Bにおける統括課長代理の昇任意欲の喚起や女性職員の受験促進に向けた検討が必要

#### イ 多様な人材の活躍推進

- ・定年引上げに関しては、国の制度設計等の動向を注視しつつ、人事制度全体への影響にも留意しながら、都の実情に合った制度の検討を進めることが必要
- ・障害に対する職員の理解や受入環境の整備を進めるとともに、障害に応じた配慮やサポート体制の強化が必要。常勤職員としての採用を含め、知的障害者の雇用拡大に向けた検討も必要
- ・会計年度任用職員制度の導入に向けて、現行制度の実態を踏まえた職の在り方、勤務条件及び報酬・期末手当の給付等について検討することが重要

### (2) 働き方改革と職員の勤務環境の整備

#### ア ライフ・ワーク・バランスの推進

- ・長時間労働の是正には、職員の意識改革や管理職によるマネジメントの強化、組織のトップによる抜本的な業務改革などの取組を継続して進めていくことが必要
- ・議会对応業務に関しては、引き続き都議会の理解と協力の下、現在の慣行等について検証し、見直しを進めることが重要
- ・教員については「学校における働き方改革推進プラン」等に基づく取組を早急かつ着実に実行し、継続的に学校における働き方改革を推進することが重要
- ・フレックスタイム制やテレワークの利用促進に向け環境整備を進めることが必要
- ・女性職員のキャリア形成の促進に向けたきめ細かな支援、男性職員の育児休業の取得率向上、計画的な休暇取得の促進などに取り組み、仕事と生活の両立支援・女性の活躍促進等を進めることが重要

#### イ 職員の勤務環境の整備

- ・パワー・ハラスメントへの対策やいわゆるLGBTなどの性的マイノリティに対するハラスメントについて意識啓発等を進めることが必要
- ・勤務間インターバル制度について試行の検証を進めるとともに、医師の面接指導については民間労働法制の改正等を踏まえた対応を検討していくことが必要
- ・メンタルヘルス対策は、ストレスチェックをはじめとした取組を継続して計画的に実施することが必要

### (3) 公務員倫理の徹底

- ・都民の信頼を回復するため、事件・事故の再発防止に取り組むとともに、コンプライアンスの取組を着実に推進し、都政におけるガバナンスの実効性を一層高めていくことが重要
- ・全ての職員が法令遵守義務を銘記し、自らの職務が都民の負託を受けた公務であることを常に認識し、高い使命感と倫理観を持って職務を遂行することを強く求める

## 4 公平審査等

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第46条及び第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

平成30年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

#### ア 事案処理状況

係属件数 (A)	処 理 件 数			繰越件数 (A-(B+C+D))
	判定(B)	取下げ(C)	併合(D)	
20件	10件	0件	0件	10件

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
 2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。  
 3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

#### イ 判定した事案の内容

番号	事件番号	要 求 内 容	判 定 日 年 月 日
1	平成28年(措)第16号	区立学校教諭が空調設備の設置等を求めた事案	却下・棄却 平31. 3. 27
2	平成29年(措)第11号	市立学校教諭が勤務実態の把握及び勤務時間の管理を行うことを求めた事案	棄 却 平31. 3. 27
3	平成29年(措)第12号	市立学校教諭が衛生管理者の選任等を求めた事案	棄却・却下 平31. 3. 27
4	平成29年(措)第14号	都立高校教諭が再任用・異動等の業務の適正化及びパワーハラスメントの是正等を求めた事案	却 下 平30. 4. 18
5	平成30年(措)第1号	市立学校非常勤教諭が超勤簿又は出退勤簿の設置等を求めた事案	棄却・却下 平31. 3. 27

6	平成30年(措)第2号	市立学校教諭が超勤簿又は出退勤簿の設置等を求めた事案	棄却・却下 平31. 3.27
7	平成30年(措)第3号	市立学校非常勤専門員が超勤簿又は出退勤簿の設置等を求めた事案	棄却・却下 平31. 3.27
8	平成30年(措)第4号	区立学校再任用主事が過年度分の超過勤務手当の支給を求めた事案	棄却 平31. 3.27
9	平成30年(措)第5号	市立学校教諭が1週間について40時間を超える労働をさせないこと等を求めた事案	棄却 平30.11. 7
10	平成30年(措)第8号	区立学校教諭が教職員互助会の解散に関し説明責任を果たすよう勧告することを求めた事案	却下 平31. 2.27

## (2) 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされており、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第49条の2及び第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

平成30年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

### ア 事案処理状況

係属件数 (A)	処 理 件 数			繰越件数 (A-(B+C+D))	平成30年度の 口頭審理の回数
	判定 (B)	取下げ (C)	併合 (D)		
52件	4件	1件	1件	46件	0回

- (注) 1 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）前、不利益処分に関する審査請求は不利益処分に関する不服申立てと称していた。  
2 「判定」とは、審査請求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
3 「取下げ」とは、請求人が審査請求を撤回することをいう。  
4 「併合」とは、同一又は関連する複数の審査請求を統一して審査することをいう。



イ 判定した事案の内容

番 号	事 件 番 号	請 求 内 容	判 年 月 定 日
1	平成26年(不)第32号	知事部局再任用主事が停職処分の取消しを求めた事案	棄 却 平30. 6. 6
2	平成27年(不)第19号	都立高校教諭が停職処分の取消しを求めた事案	修 正 平30. 8. 24
3	平成28年(不)第1号	都立高校教諭が減給処分の取消しを求めた事案	修 正 平31. 1. 17
4	平成29年(不)第1号	元公立学校校長が停職処分の取消しを求めた事案	棄 却 平31. 2. 27

(3) 職員団体の登録

職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができることとされており、人事委員会は、登録を申請した職員団体が地方公務員法の規定に適合するものであるときは、規約及び登録申請書の記載事項を登録しなければならない（地方公務員法第53条第1項及び第5項）。

この登録は、職員団体が自主的に組織され、かつ、民主的に運営されていることを公証する制度である。

登録を受けた職員団体は、法人となる旨を人事委員会に申し出ることにより法人となることができる（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項）。

この規定に基づき当委員会に登録されている職員団体名、法人格の有無及び登録年月日は平成31年4月1日現在、次の表のとおりである。



団 体 名	法人格の有無	登 録 年 月 日
1 東京都高等学校教職員組合	有	昭和 41.10.12
2 東京都教職員組合	有	41.10.12
3 東京都障害児学校教職員組合	無	41.10.12
4 東京都公立学校事務職員組合	無	41.10.12
5 東京都学校事務職員労働組合	無	46.12.9
6 南多摩教職員組合	有	47.5.31
7 東京都教育管理職員協議会	有	48.10.18
8 北多摩東教職員組合	有	48.10.26
9 北多摩西教職員組合	有	48.10.26
10 東京都庁職員労働組合	無	51.3.11
11 西多摩教職員組合	有	55.1.17
12 東京都公立学校教職員組合	有	平成 元.11.7
13 アイム'89・東京教育労働者組合	無	2.1.17
14 特別区教職員組合	有	2.1.17
15 多摩島嶼地区教職員組合	有	2.1.17
16 西多摩公立学校教職員組合	有	2.1.31
17 東京都障害児学校労働組合	有	2.3.20
18 東京都学校ユニオン	有	12.4.25
19 学校事務ユニオン東京	有	14.12.3
20 東京都学校臨時教職員労働組合	無	17.3.16
21 東京都庁一般職非常勤・臨時職員労働組合	無	29.3.22

#### (4) 職員団体等に対する規約の認証

地方公務員法第53条の規定による登録を受けられない職員団体等から規約の認証の申請があった場合に、人事委員会は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の規定する要件に適合するものであるときは、その規約を認証しなければならないが、この認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条～第5条）。

これは、地方公務員法第53条の規定による登録を受けられない職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務の運営に資するため、法人格を付与するものである。

この規定に基づき当委員会が規約の認証をした職員団体等は、平成31年4月1日現在、4団体である（日本自治体労働組合総連合、全日本教職員組合、全日本自治団体労働組合東京都本部及び日本教職員組合）。

(5) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲については、人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条第3項ただし書及び第4項）。

この趣旨は、管理職員等の範囲については労使間で紛争が生じがちな問題であるため、中立公正かつ専門的な機関である人事委員会によってあらかじめこれを確認し、公示しておくことにある。

知事部局等における職員数に占める管理職員等の人数及びその割合は、平成30年8月1日現在、下表のとおりである。

区 分	全職員数	管理職員等の人数	指定率
知 事 部 局	24,657 人	2,468 人	10.0 %
教 育 委 員 会	17,175	839	4.9
その他の行政委員会等	395	102	25.8
合 計	42,227	3,409	8.1

(6) 苦情相談

職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行っている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

平成30年度に当委員会で受けた相談件数は、次の表のとおりである。

区 分	件 数
任用に関するもの	26件
給与に関するもの	12
福利・厚生に関するもの	45
人事異動に関するもの	33
そ の 他	139
計	255

## (7) そ の 他

### ア 公務災害補償の審査

都立学校の学校医等の公務上の災害等について、その認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して学校医等から審査の申立てがあつたときは、人事委員会は、事案を審査し、裁定を行う（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項、第2項等）。

平成30年度において、当委員会に係属したものはなかった。

### イ 委託公共団体の公平審査

公平委員会を置く地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決又は決定についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる（地方公務員法第7条第4項）。

平成30年度において、当委員会が委託を受けたものはなかった。

### ウ 退職手当の支給制限等の処分等に係る調査審議

職員の退職後、その在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があつたと認められる場合において、当該職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例第16条第2号に定める退職手当管理機関が、同条例第19条第1項第3号若しくは第2項、第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項から第5項までの規定に定める退職手当の支給制限等

の処分を行おうとするときは、人事委員会は、同機関の諮問に応じ、調査審議を行う（同条例第23条）。

平成30年度において、当委員会が調査審議を行ったものはなかった。

## 5 試験及び選考の実施

### (1) 任用の原則に基づいた試験及び選考の実施

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力実証に基づいて行わなければならない（地方公務員法第15条）。

これは成績主義の原則を明らかにしたもので、平等取扱の原則（地方公務員法第13条）とともに任用制度の根本基準となっている。

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は原則として競争試験によるものとされ、例外として、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができるとされている（地方公務員法第17条の2）。

また、任命権者が、職員を人事委員会規則で定める職に昇任させる場合には、競争試験又は選考が行われなければならないとされている（地方公務員法第21条の4）。

人事委員会は、これらの原則の下、職員の採用試験、障害者及び専門職等の採用選考、管理職・主任級職・行政専門職等の昇任選考を実施している。

なお、試験及び選考は、人事委員会が直接行うものと、各任命権者が人事委員会の委任を受けて行うものがある。

### (2) 任用制度の改正

首都東京が、都民の期待に応え、我が国の牽引役としての使命を着実に果たしていくためには、都政を担う全ての職員が、高い意欲と志を持ち、持てる能力を最大限発揮することが不可欠である。人事制度は、その基盤として十全に機能するものでなければならない。こうした認識の下、当委員会は、時代にかなう人事制度のあるべき姿を描き、その実現に向け取組を進めてきた。

#### ア 採用試験

大学進学率の上昇や大学教育の学際化など、人材供給構造の大きな変化に対応すべく、平成19年度からⅠ類A採用試験を、平成25年度からⅠ類B採用試験の行政の区分に特別な試験対策を必要としない新方式を導入するなど、様々な採用制度の見直しを行ってきた。

また、民間企業における採用活動の急速な活発化などにより、技術系職員を中心とした人材確保競争の一層の激化が見込まれる中で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備を人材確保面から支えていくため、平成26年度からは、Ⅰ類B採用試験の土木・建築の区分にも新方式を導入した。

また、技術職員に求められる基礎的教養をより適切に検証するために、平成27年度には教養試験の内容の見直しを実施した。

平成28年度には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、一時的な業務量の増加に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づき、任期付職員の採用試験を行った（平成30年度まで実施）。また、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正を踏まえ、点字受験及びパソコン・ワープロでの解答が可能な試験・選考を拡大した。さらに、身体障害者Ⅲ類採用選考の受験資格における上限年齢を28歳未満から40歳未満に引き上げた。

平成29年度には、障害者を対象とするⅢ類採用選考の受験資格を、従来の身体障害者に加えて、知的・精神障害者にも拡大した。また、第2次選考時の身体検査を廃止し、新たにグループ討議を実施した。

<平成30年度採用試験・選考>

試験・選考の種類		主な受験資格	試験内容
Ⅰ類A 採用試験		○年齢24歳以上32歳未満	【第1次】 教養試験、論文、専門試験 【第2次】 個別面接
Ⅰ類B 採用試験	一般方式	○行政・技術・専門的な職種 年齢22歳以上30歳未満 ○獣医・薬剤：年齢24歳以上30歳未満	【第1次】 教養試験、論文、専門試験 【第2次】 個別面接
	新方式	○行政・土木・建築 年齢22歳以上30歳未満	【第1次】 教養試験、プレゼンテーション・シート作成 【第2次】 プレゼンテーション、個別面接 【第3次】 行政：グループワーク、個別面接 土木・建築：フィールドワーク・ワークショップ、 個別面接
Ⅱ類 採用試験		○年齢20歳以上26歳未満 ※専門的な職種のみ	【第1次】 教養試験、専門試験 【第2次】 個別面接
Ⅲ類 採用試験		○年齢18歳以上22歳未満	【第1次】 教養試験、作文(事務のみ)、 専門試験(技術のみ) 【第2次】 個別面接
障害者Ⅲ類 採用選考		○年齢18歳以上40歳未満	【第1次】 教養試験、作文 【第2次】 グループ討議、個別面接
キャリア活用 採用選考		○年齢60歳未満 ○学歴区分に応じた民間企業等における一定年数以上の職務経験	【第1次】 書類選考、教養試験、論文、専門試験 【第2次】 プレゼンテーション、個別面接 【第3次】 個別面接
任期付職員 採用試験		○年齢22歳以上	【第1次】 教養試験 【第2次】 個別面接

## イ 管理職選考

管理職選考については、将来の都政を担う意欲と資質を有する人材を適切に確保する観点から、平成18年度にこれまで以上に人物・実績を重視した能力実証とする等の制度の改正を行った。

また、競い合いの中で優秀な人材の選抜を適切に行うとともに、働き方改革における生活と仕事の更なる両立支援の一環として、職員のライフスタイルに合わせた受験機会の拡充を図るため、平成29年度及び平成30年度に改正を行い、それぞれ次年度の選考より新たな内容で実施している。

### <平成29年度の改正のポイント>

- ・受験方法の見直し

種別Aにおいて、部分受験を可能とした。

事務系・・・択一のみ受験

技術系・・・択一のみ受験、記述のみ受験、択一・記述のみ受験

### <平成30年度の改正のポイント>

- ・受験資格の見直し

種別A及びBについて受験資格を見直し、育児休業又は配偶者同行休業を取得中の職員も論文、口頭試問等の受験を可能とした。

## ウ 主任級職選考

主任級職選考については、少数精鋭の職員による都庁の実現に向け、主任級職員にふさわしい能力をより一層適切に検証し、職員の昇任意欲に応えられる環境づくりを図るため、平成18年度に大幅な見直しを行った。

さらに、平成22年度に種別A看護区分の改正を、平成24年度に種別A事務Ⅰ区分及び事務Ⅱ区分の改正を行い、それぞれ翌年度から新たな内容で実施している。

なお、運輸系人事任用制度の再構築に伴い、平成28年度から運輸系主任級職選考に代わる助役選考については実施権限を交通局長に委任している（平成27年度まで実施していた運輸系主任級職選考は廃止）。また、准看護師2級職選考についても平成28年度から実施権限を任命権者に委任している。

<平成22年度の改正のポイント>

・選考区分の見直し

種別Aの看護区分について、保健師職種のみを対象とした保健区分と、助産師及び看護師職種を対象とした看護区分に分割した。

改正前（～平成22年度）		改正後（平成23年度～）	
選考区分	対象職種	選考区分	対象職種
看護	保健師 助産師、看護師	保健	保健師
		看護	助産師、看護師

・選考方法の見直し

種別Aの看護区分においては、筆記考査で新たに専門記述を課すこととし、看護職員として職務遂行に必要な基礎的専門知識を検証することとした。また、看護職員に求められる専門技術や特定の看護分野における比較的高度な専門知識等を検証するため、専門能力評定を行うこととした。

種別A・看護区分

改正前（～平成22年度）			改正後（平成23年度～）		
筆記考査	教養問題 [択一式]	統計資料の見方、地方公務員制度、都政実務、都政事情	筆記考査	<b>専門記述</b>	職務遂行に必要な基礎的専門知識を検証
	論文	2題出題し、1題選択解答（AⅡ類共通問題）		論文	現行どおり
専門知識評定		基礎的な専門知識について、任命権者が評定	<b>専門能力評定</b>		専門知識・技術について、任命権者が評定
勤務評定		業績評価に基づいて、任命権者が評定	勤務評定		現行どおり

<平成24年度の改正のポイント>

・選考区分の見直し

種別Aの事務Ⅰ区分と事務Ⅱ区分を統合し、事務区分に変更した。事務区分の選考内容は、これまでの事務Ⅰ区分と同じとした。

変更前（統合前）			変更後（統合後）		
種別	選考区分	職種	種別	選考区分	職種
AⅠ類	事務Ⅰ	事務	AⅠ類	事務	事務、 司書、史料編纂、 速記、社会教育、 学芸研究
AⅡ類	事務Ⅱ	司書、史料編纂、 速記、社会教育、 学芸研究			



### (3) 採用を取り巻く状況等

少子化に伴い人材供給市場が縮小傾向にある中、企業収益の改善などにより、民間企業の採用活動が急速に活発化しており、技術系職種を中心に人材確保は極めて厳しい状況となっている。こうした中であっても、引き続き有為な人材を確保していくためには、これまでの人材確保の取組を更に進めていかなければならない。

採用PRについては、専門業者を活用するとともに任命権者（総務局人事部）と一体となった取組を行っている。

具体的には、技術職受験者確保のため技術職員採用フォーラムやWebセミナー等の実施、女性受験者拡大を図るため女性職員キャリア研究セミナーの実施など、ターゲットを明確にしたPRを行っている。また、採用セミナーの実施のほか、各大学説明会への参加や民間企業主催の採用イベントへの参加を積極的に行い、より多くの学生・既卒者に対して都の職員が直接説明する機会を作り、きめの細かいニーズを満たすことで、都の魅力を発信し、浸透させている。

### (4) 試験に関する研究調査

次代の都政を担う有為な人材の確保のため、採用試験問題、昇任選考問題の作成をはじめとして、試験結果の分析、検証、検証結果の問題作成への反映等を行い、試験内容のより一層の向上に努めている。

また、平成14年度から職員採用試験の全試験問題を公開したことに加え、平成15年度からは全ての採用試験、昇任選考の択一問題の正答を公開するなど、試験における公正性、信頼性の確保に努めている。

<参考 令和元年度採用試験等の実施状況及び予定>

(令和元年8月1日現在)

試験（選考）名	実施日	申込者数	備考
I 類 A 採用試験	5月12日	人 1,654	(採用予定者数) 人 126
I 類 B 採用試験	5月5日	6,081	613
キャリア活用採用選考	8月11日	733	117
管理職選考 (筆記考査)	5月26日	人 A事務系 628 部分受験 74 技術系 447 部分受験 77 B事務系 453 記述のみ受験 96 技術系 450 記述のみ受験 39	(合格予定者数) 人 A事務系 39 技術系 9 B事務系 69 技術系 35

(注) 申込受付中等により未確定の試験・選考は以下のとおり

(採用試験・選考)

- ・ II類・III類採用試験
- ・ 障害者を対象とするIII類採用選考
- ・ I類B採用試験(権限委任分)

(昇任選考)

- ・ 主任級職選考
- ・ 行政専門職選考

## (5) 平成30年度採用試験等の実績

## ア 採用

## (ア) 採用試験・選考（東京都職員分）

試験・選考の名称	試験・選考区分	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
I 類 A	事務	人 100	人 1,687	人 928	人 115	倍 8.1
	技術	62	540	315	87	3.6
	小計	162	2,227	1,243	202	6.2
I 類 B	行政	430	4,887	3,491	548	6.4
	技術	129	1,080	800	248	3.2
	環境検査 外13区分	115	1,304	986	169	5.8
	小計	674	7,271	5,277	965	5.5
II 類	専門	26	333	232	35	6.6
III 類	事務	45	1,566	1,090	85	12.8
	技術	36	265	220	78	2.8
	小計	81	1,831	1,310	163	8.0
障害者III類	事務	40	273	205	40	5.1
キャリア 活用	事務	35	380	309	40	7.7
	技術	63	246	206	68	3.0
	専門	27	146	129	38	3.4
	小計	125	772	644	146	4.4
任期付	事務	100	330	230	120	1.9
合計		1,208	13,037	9,141	1,671	5.5

(注) 1 技術は、土木、建築、機械及び電気である。

2 環境検査外13区分には、保健師（権限委任）を含む。

(イ) 採用試験・選考（警視庁警察行政職員分）＜権限委任＞

試験・選考の名称	試験・選考区分	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
Ⅰ類	事務	人 15	人 930	人 540	人 13	倍 41.5
	技術	17	58	38	4	9.5
	専門	1	35	27	1	27.0
	小計	33	1,023	605	18	33.6
Ⅲ類	事務	5	597	406	5	81.2
	技術	5	17	9	1	9.0
	小計	10	614	415	6	69.2
障害者Ⅲ類	事務	5	55	44	3	14.7
合計		48	1,692	1,064	27	39.4

(注) Ⅰ類技術は土木、建築、機械及び電気、Ⅰ類専門は心理、Ⅲ類技術は電気である。

(ウ) 採用試験・選考（東京消防庁一般職員分）＜権限委任＞

試験・選考の名称	試験・選考区分	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
Ⅰ類	事務	人 2	人 117	人 50	人 7	倍 7.1
Ⅲ類	事務	2	417	189	4	47.3
障害者Ⅲ類	事務	1	23	12	1	12.0
合計		5	557	251	12	20.9

(エ) 採用試験（警視庁警察官分）＜権限委任＞

試験の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
警視庁 警察官 採用試験	I類	人 1,330	人 14,290	人 11,901	人 1,893	倍 6.3
	III類	420	4,174	3,219	446	7.2
	合計	1,750	18,464	15,120	2,339	6.5

(オ) 採用選考（警視庁特別捜査官分）＜権限委任＞

選考の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
警視庁 特別 捜査官 採用選考	科学	人 若干名	人 7	人 5	人 0	倍 -
	サイバー犯罪	7名程度	51	43	2	21.5
	合計		58	48	2	24.0

(カ) 採用選考（警視庁警察官再採用分）＜権限委任＞

選考の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
警視庁警察官 再採用選考		人 5	人 6	人 5	人 0	倍 -

(キ) 採用試験・選考（東京消防庁消防吏員分）＜権限委任＞

試験・選考の名称		採用予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
東京消防庁 消防吏員 採用試験 ・選考	I類	人 300	人 8,165	人 6,043	人 465	倍 13.0
	II類	80	2,315	1,574	121	13.0
	III類	230	7,855	6,500	368	17.7
	専門系	10	114	58	9	6.4
	合計	620	18,449	14,175	963	14.7

(ク) 採用選考（個別選考）

区分	任命権者別	都一般	警視庁	東京消防庁	計
	局長級	人 2	人 2	人 2	人 2
部長級	13	1	1	15	
課長級	28	1		29	
課長代理級	3	2		5	
主任級	4			4	
1級職	12			12	
合計	62	4	1	67	

(注) 1 平成30年4月2日～平成31年4月1日の採用数である。

2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁（学校）をいう（以下同じ）。

3 医師、研究機関の研究員及び国からの採用等である。

(ケ) 指導力不足教員を対象とする特例選考

選考の名称	申込者	受験者	合格者
県費負担教員の特例採用選考	人 2	人 2	人 0
都立学校教員の特例転職選考	0	—	—
合計	2	2	0

(コ) 採用選考（幹部職員都区等交流分）＜権限委任＞

区 分	任命権者別			計
	都一般	警視庁	東京消防庁	
局 長 級	人	人	人	人
部 長 級	3			3
課 長 級	2			2
合 計	5			5

(注) 平成30年4月2日～平成31年4月1日の採用数である。

(サ) 課長代理級職選考＜権限委任＞

任 命 権 者	対 象 者	受 験 者	合 格 者
都 知 事	人 13	人 13	人 4

(注) キャリア活用採用選考最終合格者に対する課長代理級職選考である。

(シ) その他の採用選考<権限委任>

区分	任命権者別	都一般	警視庁	東京消防庁	計
事務系		人 7	人 1	人	人 8
福祉系		25			25
一般技術系		6	6		12
医療技術系		416	3		419
技能系		8	17	3	28
運輸系		184			184
警察官			410		410
消防吏員				10	10
合計		646	437	13	1,096

(注) 1 平成30年4月2日～平成31年4月1日の採用数である。

2 職種例は、以下のとおりである。

- ・事務系 …… 事務、通訳
- ・福祉系 …… 福祉
- ・一般技術系 …… 職業訓練、交通技術等
- ・医療技術系 …… 医師、助産師、看護師等
- ・技能系 …… 海技、技能Ⅰ、技能Ⅱ等
- ・運輸系 …… 自動車運輸等



イ 昇 任

(ア) 管理職選考（東京都職員分）

種 別 ・ 区 分		申 込 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)	
種 別 A	事 務 系	人 557	人 521	人 38	% 7.3	
	技 術 系	土 木	261	249	4	1.6
		建 築	40	37	2	5.4
		機 械	58	54	1	1.9
		電 気	57	57	2	3.5
生 物 ・ 医 化 学	22	22	1	4.5		
	小 計	438	419	10	2.4	
合 計		995	940	48	5.1	
種 別 B	事 務 系	413	355	72	20.3	
	技 術 系	土 木	279	255	20	7.8
		建 築	23	20	3	15.0
		機 械	43	40	3	7.5
		電 気	57	56	3	5.4
生 物 ・ 医 化 学	48	39	8	20.5		
	小 計	450	410	37	9.0	
合 計		863	765	109	14.2	

- (注) 1 管理職選考は、主任級職員対象の種別Aと課長代理級職員対象の種別Bに区分される。
- 2 筆記考査は平成30年5月27日、口頭試問は同年8月6日、7日、9日、10日に実施した。
- 3 合格者は、一次選考合格者を指す。種別Aは、合格者到達水準判定会議・最終選考合格をもって、種別Bは、最終選考合格をもって管理職選考合格となる。
- なお、最終選考は、管理職選考委員会における判定結果をもとに、合格者を決定する。

(イ) 行政専門職選考（東京都職員分）

種 別	合格者	備 考
種 別 A	人 8	税務（資産評価）外6区分
種 別 B	13	住宅施策外12区分
合 計	21	

（注） 行政専門職は、任命権者が候補者を選抜し、特定分野の個別業務が対象の種別Aと、事業部単位を基本とする政策分野が対象の種別Bに区分される。

(ウ) 課長級昇任選考（個別選考）

区 分	任命権者別				計
	都 一 般	警 視 庁	東 京 消 防 庁		
課 長 級	人 36	人	人	人	人 36

（注） 1 平成30年4月2日～平成31年4月1日の昇任数である。  
2 医師、研究機関の研究員等の昇任である。

(エ) 警視庁管理職昇任選考・東京消防庁課長級職昇任選考（一般職員）＜権限委任＞

選考の名称	任命権者別	対 象 者	合 格 者	合 格 率
管理職 昇任選考	警 視 庁	人 140	人 21	% 15.0
課長級職 昇任選考	東京消防庁	20	1	5.0

（注） 平成30年4月2日～平成31年4月1日の昇任数である。

(オ) 警視庁係長職昇任選考・東京消防庁課長代理級職選考（一種）（一般職員）＜権限委任＞

選考の名称	任命権者別	対 象 者	合 格 者	合 格 率
係長職 昇任選考	警 視 庁	人 321	人 40	% 12.5
課長代理級職 選考（一種）	東京消防庁	59	1	1.7

（注） 管理職選考合格者を除く。

(カ) 主任級職選考 (A) (東京都職員分)

種 別 ・ 区 分		申 込 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)	選考対象職種の例
I 類	事 務	人 1,408	人 1,337	人 461	% 34.5	事務、司書等
	土 木	444	427	141	33.0	土木
	建 築	97	95	30	31.6	建築
	機 械	110	104	33	31.7	機械
	電 気	117	113	34	30.1	電気
	小 計	2,176	2,076	699	33.7	
II 類	福 祉 I	19	18	4	22.2	福祉
	福 祉 II	19	17	5	29.4	心理、福祉技術等
	産 業 技 術 I	108	106	28	26.4	環境検査、獣医等
	産 業 技 術 II	52	48	13	27.1	林業、農業技術等
	産 業 技 術 III	20	19	6	31.6	職業訓練、理工技術等
	医 療 技 術 I	99	97	21	21.6	薬剤、臨床検査等
	医 療 技 術 II	119	113	26	23.0	栄養士、診療放射線等
	保 健	17	16	4	25.0	保健師
	看 護	280	271	71	26.2	助産師、看護師
	小 計	733	705	178	25.2	
合 計		2,909	2,781	877	31.5	

(注) 筆記考査は平成30年9月30日に実施した。

(キ) 主任級職選考 (B) (東京都職員分)

選 考 区 分	申 込 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)	選考対象職種の例
事 務 系	人 301	人 240	人 114	% 47.5	事務、司書等
一 般 技 術 系	120	105	52	49.5	土木、建築、機械等
医 療 福 祉 系	125	118	73	61.9	福祉、薬剤、看護師等
合 計	546	463	239	51.6	

(注) 筆記考査は平成30年9月30日に実施した。

(ク) 准看護師 2 級職選考・警視庁副主査職昇任選考・東京消防庁主任級職昇任選考（一般職員）＜権限委任＞

選考の名称	任命権者別	対象者 (a)	受験者・受考者 (b)	合格者 (c)	合格率 (c/b)
准看護師 2 級職選考	都 知 事	人 6	人 2	人 1	% 50.0
副主査職 昇任選考	警 視 庁	676	612	66	10.8
主任級職 昇任選考	東京消防庁	169	66	4	6.1
合 計		851	680	71	10.4

(ケ) 警視庁警察官階級昇任試験（選考）＜権限委任＞

階 級	対象者 (a)	受験者・受考者 (b)	合格者 (c)	合格率 (c/b)
警 視	人 1,178	人 1,178	人 177	% 15.0
警 部	16,868	6,872	316	4.6
警 部 補	19,769	11,030	995	9.0
巡 査 部 長	22,388	12,237	1,346	11.0
合 計	60,203	31,317	2,834	9.0

(注) 警視選考における受考者は、対象者をもって充てる。

(コ) 東京消防庁消防吏員階級昇任試験（選考）＜権限委任＞

階 級	対 象 者 (a)	受 験 者・受 考 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
消防司令長	人 545	人 519	人 54	% 10.4
消 防 司 令	3,346	2,835	178	6.3
消防司令補	4,675	4,121	387	9.4
消 防 士 長	5,087	4,546	505	11.1
合 計	13,653	12,021	1,124	9.4

(サ) 運輸系昇任選考＜権限委任＞

選考の名称	対 象 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
運輸系管理職選考	人 119	人 28	人 2	% 7.1
助役選考	2,045	212	86	40.6
グループリーダー 選考	1,123	399	149	37.3
合 計	3,287	639	237	37.1

## 人事委員会の1年間の主な動き（平成30年度）

年	月	日	事 項
平成30	5	1	職種別民間給与実態調査の開始 (同年6月18日終了)
30	5	6	I類B採用試験(第1次試験)を実施 (同年7月20日[一般方式]、同年7月27日[新方式]最終合格発表)
30	5	13	I類A採用試験(第1次試験)を実施 (同年7月18日最終合格発表)
30	5	27	管理職選考(筆記考査)を実施 (同年8月31日合格発表)
30	8	12	キャリア活用採用選考(第1次選考)を実施 (同年11月12日最終合格発表)
30	9	9	II類、III類採用試験(第1次試験)及び障害者を対象とするIII類採用選考(第1次選考)を実施 (同年11月6日最終合格発表)
30	9	30	主任級職選考(筆記考査)を実施 (同年11月16日合格発表)
30	10	12	都議会及び知事に対して「職員の給与に関する報告と勧告」を実施
30	12	9	任期付職員採用試験(第1次試験)を実施 (平成31年1月25日最終合格発表)
31	1	31	平成31年度採用試験(選考)日程を発表
31	3	9	東京都職員専門職種採用相談会を開催 (場所:テレコムセンタービル西棟8階会議室、317名が参加)
31	3	13	東京都技術職員採用フォーラム2019(第1回)を開催 (場所:早稲田大学早稲田キャンパス、128名が参加)
31	3	16	東京都職員採用セミナー2019を開催 (場所:都庁第一本庁舎5階、1,896名が参加)
31	3	17	
31	3	21	東京都技術職員採用フォーラム2019(第2回)を開催 (場所:都庁第一本庁舎5階、209名が参加)
31	3	25	東京都技術職の魅力が伝わるWebセミナーを開催 (場所:都内スタジオ、118名が視聴)
31	3	26	

令和元年 9月 発行

# 事業概要

令和元年版

登録番号(31)2

編集・発行 東京都人事委員会事務局  
任用公平部総務課  
〒163-0921

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
電話 03 (5320) 6932

印刷 株式会社イマイシ  
東京都足立区梅島1-31-15  
電話 03 (3848) 1311



東京都

リサイクル適性 (B)

この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。